

『魏志』倭人伝と卑弥呼の言語

北川 和秀

1. 五世紀の文章の例

① 稲荷山古墳出土鉄劍銘（埼玉県行田市稲荷山古墳出土鉄劍。四七一年か五三一年）



【釈文】

（表）辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埜其兒多加利足尼其兒名弓已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半弓比

（裏）其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

【訓読文】

辛亥年七月中記す。乎獲居臣、上祖の名は意富比埜、其の兒多加利足尼、其の兒名は弓已加利獲居、其の兒名は多加披次獲居、其の兒名は多沙鬼獲居、其の兒名は半弓比、其の兒名は加差披余、其の兒名は乎獲居臣。世々杖刀人の首と為て、事へ奉り来たりて今に至る。獲加多支鹵大王の寺斯鬼宮に在りし時、吾天下を治むることを左く。此の百練の利刀を作らしめて、吾が事へ奉る根原を記すなり。

*他に、隅田八幡宮人物画像鏡銘（四四三年か五〇三年）と熊本県玉名郡江田船山古墳出土大刀銘（五世紀後半）があり、それらにも字音表記の人名・地名が見える。

意柴沙加宮（おしさか）

斯麻（しま）

以上、隅田八幡宮人物画像鏡銘

獲〔加多支か〕 鹵大王（わかたける）

无〔利か〕 弓（むりて）

伊太〔和か加か〕 （いたわ、いたか）

以上、江田船山古墳大刀銘

2. 七世紀の文章の例

○山上碑（群馬県高崎市。天武十年（六八一））



【釈文】

辛巳歳集月三日記佐野三家定賜健守命孫黑壳刀自此新川臣兒斯多々弥足尼孫大兒臣娶生
兒長利僧母為記定文也 放光寺僧

【訓読文】

辛巳かのとみの歳集月三日記す。佐野の三家みやけと定め賜ひし健守命たけもりのみことの孫黑壳刀くろめととし自、此れ新川臣の
兒斯多々しただみのすくね弥足尼みのすくねの孫大兒臣に娶ひて生める兒、長利僧、母の為に記し定むる文也。放光
寺の僧なり。

3. 魏志倭人伝の本文

倭人在_レ带方東南大海之中、依_二山島_一為_二国邑_一。旧百余国。漢時有_二朝見者_一。今使訳所
通_二三十国_一。

從_レ郡至_レ倭、循_二海岸_一水行、歷_二韓国_一、乍南乍東、到_二其北岸狗邪韓国_一。七千余里、始
度_二海_一、千余里至_二对馬国_一。其大官曰_二卑狗_一、副曰_二卑奴母離_一。所_レ居絶島、方可_二四百
余里_一。土地山險、多_二深林_一。道路如_二禽鹿径_一。有_二二千余戸_一。無_二良田_一、食_二海物_一自活。乘
船南北市糴。又南渡_二海_一。千余里、名曰_二瀚海_一。至_二一大国_一。官亦曰_二卑狗_一、副曰_二卑
奴母離_一。方可_二三百里_一。多_二竹木叢林_一。有_二三千許家_一。差有_二田地_一、耕_レ田猶不_レ足_レ食。
亦南北市糴。又渡_二海_一、千余里至_二末盧国_一。有_二四千余戸_一。滨_二山海_一居。草木茂盛、行
不_レ見_二前人_一。好捕_二魚鰻_一、水無_二深淺_一、皆沈没取_レ之。東南陸行五百里、到_二伊都国_一。官
曰_二爾支_一、副曰_二泄謨觚_一。柄渠觚。有_二二千余戸_一。世有_レ王。皆統_二属女王国_一。郡使往来常所
駐。東南至_二奴国_一百里。官曰_二兜馬觚_一、副曰_二卑奴母離_一。有_二二万余戸_一。東行至_二不弥国_一
百里。官曰_二多模_一、副曰_二卑奴母離_一。有_二二千余家_一。南至_二投馬国_一。水行二十日。官曰_二弥
弥_一、副曰_二弥弥那利_一。可_二五万余戸_一。南至_二邪馬台国_一、女王之所_レ都。水行十日、陸行一
月。官有_二伊支馬_一。次曰_二弥馬升_一、次曰_二弥馬獲支_一、次曰_二奴佳鞮_一。可_二七万余戸_一。

自_二女王国_一以北、其戸数・道里可_レ得_二略載_一、其余旁国遠絶、不_レ可_レ得_レ詳。次有_二斯馬国_一
、次有_二已百支国_一、次有_二伊邪国_一、次有_二都支国_一、次有_二弥奴国_一、次有_二好古都国_一、次有_二
不呼国_一、次有_二姐奴国_一、次有_二对蘇国_一、次有_二蘇奴国_一、次有_二呼邑国_一、次有_二華奴蘇奴国_一

一、次有**鬼国**、次有**為吾国**、次有**鬼奴国**、次有**邪馬国**、次有**躬臣国**、次有**巴利国**、次有**支惟国**、次有**鳥奴国**、次有**奴国**、此女王境界所_レ尽。其南有**狗奴国**、男子為_レ王、其官有**狗古智卑狗**、不_レ属_二女王_一。自_レ郡至_二女王国_一万二千余里。

……（中略・倭国の風俗習慣など）……

自_二女王国_一以北、特置_二一大率_一、檢_二察諸国_一、諸国畏_二憚_一之。常治**伊都国**、於_二国中_一有_レ如_二刺史_一。王遣_レ使詣_二京都・帶方郡・諸韓国_一、及郡使_二倭国_一、皆臨_レ津搜露、伝_二送文書_一・賜遺之物詣_二女王_一、不_レ得_二差錯_一。下戸与_二大人_一相_二逢道路_一、逡巡入_レ草。伝_レ辞説_レ事、或蹲或跪、両手據_レ地、為_二之恭敬_一。対応声曰_レ噫。比如_二然諾_一。

其国本亦以_二男子_一為_レ王。住七八十年、倭国乱、相攻伐歴_レ年。乃共立_二一女子_一為_レ王。名曰**卑弥呼**。事_二鬼道_一、能惑_レ衆。年已長大、無_二夫婿_一。有_二男弟_一佐_レ治_二国_一。自_レ為_レ王以来、少_二有_レ見者_一。以_二婢千人_一自侍。唯有_二男子一人_一給_二飲食_一、伝_レ辞出入。居処・宮室・樓觀・城柵、嚴設、常有_レ人持_レ兵守衛。

女王国東渡_レ海千余里、復有_レ国、皆倭種。又有_二侏儒国_一在_二其南_一。人長三四尺、去_二女王_一四千余里。又有_二裸国・黒齒国_一、復在_二其東南_一。船行一年可_レ至。参_二問倭地_一、絶在_二海中_一洲島之上。或絶或連、周旋可_二五千余里_一。

景初二年六月、倭女王遣_二大夫**難升米**等詣_レ郡、求_レ詣_二天子_一朝献_上。太守劉夏遣_レ吏将送詣_二京都_一。

其年十二月、詔書報_二倭女王_一曰、「制_二詔親魏倭王**卑弥呼**。帶方太守劉夏遣_レ使送_二汝大夫**難升米**・次使都市**牛利**、奉_二汝所_一献_二男生口四人・女生口六人・班布二匹二丈_一、以到。汝所_レ在_二踰_レ遠、乃遣_レ使貢獻。是汝之忠孝、我甚哀_レ汝。今以_レ汝為_二親魏倭王_一、假_二金印・紫綬_一、裝封付_二帶方太守_一假_二授汝_一。其綬_二撫種人_一、勉為_二孝順_一。汝來使**難升米**・**牛利**涉_レ遠、道路勤劳。今以_二難升米_一為_二率善中郎将_一、**牛利**為_二率善校尉_一。假_二銀印・青綬_一、引見勞賜遣_レ還。今以_二絳地交龍錦五匹・絳地縹粟罽十張・舊絳五十四・紺青五十四、答_二汝所_一献_二貢直_一。又特賜_二汝紺地句文錦三匹・細班華罽五張・白絹五十四・金八兩・五尺刀二口・銅鏡百枚・真珠・鉛丹各五十斤_一、皆裝封付_二難升米・牛利_一還到録受、悉可_レ以示_二汝国中人_一、使_レ知_二国家哀_レ汝。故鄭重賜_二汝好物_一也。」

正始元年、太守弓遵遣_二建中校尉梯儁等_一奉_二詔書・印綬詣_二倭国_一、拜_二假倭王_一。并齎_レ詔賜_二金・帛・錦・罽・刀・鏡・采物_一。倭王因_レ使上表答_二謝恩詔_一。

其四年、倭王復遣_二使大夫**伊声耆**・**掖邪狗**等八人、上_二献生口・倭錦・絳青縑・緜衣・帛布・丹木・狢・短弓矢_一。**掖邪狗**等耆拜_二率善中郎将_一印綬。

其六年、詔賜_二倭**難升米**黃幢_一、付_二郡假授_一。

其八年、太守王頎到_レ官。倭女王**卑弥呼**与_二狗奴国男王**卑弥弓呼**素不_レ和、遣_二倭載斯・烏越等詣_レ郡、説_二相攻撃状_一。遣_二塞曹掾史張政等_一因齎_二詔書・黃幢_一、拜_二假**難升米**為_レ檄告_二諭_一之。

卑弥呼以死、大作_レ冢、徑百余步。狗葬者奴婢百余人。更立_二男王_一、国中不_レ服。更相誅殺。当時殺_二千余人_一。復立_二卑弥呼宗女**台与**、年十三為_レ王。国中遂定。政等以_レ檄告_二諭_一台与。台与遣_二倭大夫率善中郎将**掖邪狗**等二十人送_二政等_一還。因詣_レ台、献_二上男女生口三十人_一、貢_二白珠五千・孔青大句珠二枚・異文雜錦二十四_一。

4. 関係年表

西暦	年号	天皇	事項
二二九	(景初三)		<p>卑弥呼、魏に遣使。親魏倭王の称号を賜わる</p> <p>带方郡太守、詔書・印綬を倭国に遣わす。倭王、答謝</p> <p>倭王、魏に遣使、朝貢</p> <p>魏帝、難升米に黄幢を賜わる</p> <p>倭女王、使者を带方郡に遣わし、狗奴国との交戦を報告</p>
二四〇	(正始元)		
二四三	(正始四)		
二四五	(正始六)		
二四七	(正始八)		
四四三		雄略	
四七一		雄略	
四七八		雄略	
五三八		欽明	<p>稲荷山古墳出土鉄剣銘（五三一年説もあり）</p> <p>倭王武の上表文</p>
六四五	大化元	皇極 孝徳 斉明	<p>大化改新</p>
六六三	天智二	天智	白村江の戦い
六七二	天武元	天武	壬申の乱
六八一	一〇	持統	山上碑
六九四	持統八	持統	藤原遷都
七〇一	大宝元	文武	大宝律令
七一〇	和銅三	元明	平城遷都
七一一	四		多胡碑
七一二	五		古事記成立
七二〇	養老四	元正	日本書紀成立

5. 魏志倭人伝の倭国の地名

A 又一海を渡ること千余里にして**宋盧国**に至る。四千余戸あり。山海に浜そひて居る。草木茂盛し、行くに前人を見ず。好く魚鱓ぎょかんを捕ふるに、水深浅と無く皆沈没してこれを取る。

B 東南陸行五百里にして、**伊都国**に到る。官を爾支と曰ひ、副を泄謨觚・柄渠觚と曰ふ。千余戸あり。世々王有りて、皆女王国に統属せり。郡使の往来に常に駐まる所なり。

C 東南**奴国**に至る百里。官を兜馬觚と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ。二万余戸あり。

D 東行して**不弥国**に至る百里。官を多模と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ。千余家あり。

A (まつら)

① 北、火前国の松浦県に到りて、玉嶋里の小河の側に進食す。是に、皇后、針を勾まげて鉤ちを為り、粒いひほを取りて餌えにして、裳みもの縷いとを抽取りて緡つりのをにして、……因りて竿すなを挙げて、乃ち細鱗魚ゆばを獲つ。時に皇后の曰はく、「希見しき物なり」とのたまふ。故、時人、其の処ところを号なづけて、梅豆邏国めづらのくにと曰ふ。今、松浦と謂ふは訛よこなほれるなり。

(日本書紀 神功皇后前・四・三)

② 松浦郡 郷は二十一所 里は廿六、駅は五所、烽は八所なり。(肥前国風土記)

B (いと)

① 筑紫に幸す。……筑紫の伊観県主の祖五十迹手、天皇の行すを聞りて、……穴門あなとの引嶋ひしに参迎まうむかへて献たてまつる。……天皇、即ち五十迹手を美めたまひて、「伊蘇子いそし」と曰ふ。故、時人、五十迹手が本土もとのくにを号なづけて、伊蘇国いそくにと曰ふ。今、伊観と謂ふは訛よこなほれるなり。(日本書紀 仲哀八・一・四)

② 時に、適皇后たまたまさきの開胎うむがつきに当れり。皇后、則ち石を取りて腰みこしに挿さしはさみて、祈りたまひて曰まうしたまはく、「事こと竟をへて還かへらむ日に、茲ここ土こに産あれたまへ」とまうしたまふ。其の石は、今伊観県いとのあがたの道の辺ほとりに在り。(日本書紀 神功撰政前九・一〇)

C (な)

① 「漢委奴国王」金印(天明四年(一七八四)福岡市の志賀島から出土)

* 建武中元二年、倭の奴国、奉貢朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。

光武、賜ふに印綬を以てす。(後漢書東夷伝) 建武中元二年はAC.57

② 儼なほ県あがたに到りまして、因りて檀日宮かしひのみやに居まします。(日本書紀 仲哀八・一・二二)

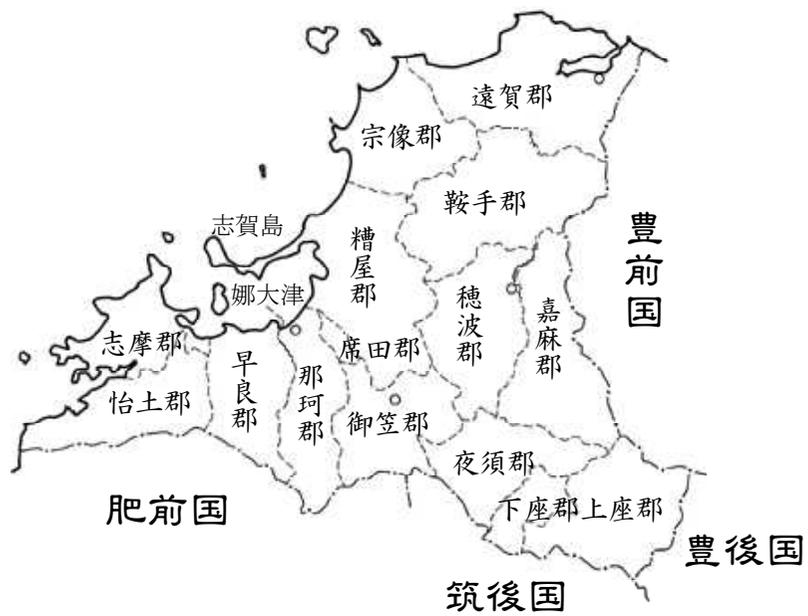
③ 御船かへ、還りて娜大津なのおほつに至る。(日本書紀 斉明七・二・二五)

D (ふみ)

① 故、其の政未まだ竟をらぬ間に、其の懷妊わいじんめるを産むときに臨みて、即ち御腹みはらを鎮めむと為して、石を取りて御裳みもの腰こに纏まきて、竺紫国つくしに渡るに、其の御子みこは、あれ坐ましき、故、其の御子を生みし地ところを号なづけて宇美うみと謂ふ。亦、其の御裳に纏ける石は、筑紫国の伊斗村いとのむらに在り。(古事記 仲哀)

② 誉田天皇ほむたみかを筑紫つくしに生あれたまふ。故、時人、其の産みみの処ところを号なづけて宇瀨うみと曰ふ。

(日本書紀 神功皇后前・一二・一四)



6. 魏志倭人伝の倭国の官職名

国名	官職名
对馬国	大官：卑狗 副：卑奴母離
一大国	官：卑狗 副：卑奴母離
末廬国	
伊都国	官：爾支 副：泄謨觚・柄渠觚
奴国	官：兕馬觚 副：卑奴母離
不弥国	官：多模 副：卑奴母離
投馬国	官：弥弥 副：弥弥那利
邪馬台国	官：伊支馬 次：弥馬升 次：弥馬獲支 次：奴佳鞮
狗奴国	官：狗古智卑狗

◎ひこ

【地名＋つ＋ひこ】

阿蘇都彦（あそつひこ）、伊勢都彦命（いせつひこのみこと）、伊与都比古（いよつひこ）、宇沙都比古（うさつひこ）、吉備津彦命（きびつひこのみこと）、磯城津彦命（しきつひこのみこと）

【地名＋ひこ】

伊賀彦（いがひこ）、吉備比古（きびひこ）、讃伎日子（さぬきひこ）、狭穂彦王（さほびこのみこ）、磯城彦（しきひこ）、登美毘古（とみびこ）

【中心的な意味を含まないようにみえる「ひこ」】

少彦名命（すくなびこのみこと）、天稚彦（あめわかひこ）、大彦命（おほびこのみこと）

【和風諡号に「ひこ」を含む天皇】

神日本磐余彦天皇（神武）、磯城津彦玉手看天皇（安寧）、大日本彦耜友天皇（懿徳）、観松彦香殖稻天皇（孝昭）、日本足彦国押人天皇（孝安）、

大日本根子彦太瓊天皇（孝靈）、大日本根子彦国牽天皇（孝元）、
稚日本根子彦大日日天皇（開化）、御間城入彦五十瓊殖天皇（崇神）、
活目入彦五十狭茅天皇（垂仁）、大足彦忍代别天皇（景行）、稚足彦天皇（成務）、
足仲彦天皇（仲哀）

◎みみ

正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊（天照大神の子）、手研耳命（神武の子）、
三嶋溝楯耳神（神武の皇后の祖父）、神渟名川耳尊（神武の子。綏靖）、
神八井耳命（神武の子）、息石耳命（安寧の子）、陶津耳（大物主大神の妻の父）、
稻田宮主簀狭之八箇耳（素戔嗚尊の妻の父）
廐戸豐聰耳皇子（聖徳太子）
大耳（肥前国の土蜘蛛）、垂耳（肥前国の土蜘蛛）

◎みま

記紀、万葉、祝詞に数例。いずれも「御馬」

◎わき

【傍ら】

○手力雄神を以て、磐戸の側に立てて、（日本書紀 天石屋戸）

【脇の下】

○……みどり児の 乞ひ泣くごとに 取り与ふる 物し無ければ 男じもの 腋はさ
み持ち……（万葉二・二一〇）柿本人麻呂

【區別】

○夜昼といふ別知らずわが恋ふる心はけだし夢に見えきや（四・七一六）大伴家持

【別ける】

○皇孫、是に、天磐座を脱離ち、天八重雲を排分けて、稜威の道別に道別きて、
天降ります。（日本書紀 天孫降臨）

【若い】

○宇治若郎子（うぢのわきいらつこ）、八田若郎女（やたのわきいらつめ）
稲日稚郎姫（いなびのわきいらつめ）

◎ひな

万葉集には「天離る」という枕詞を冠した「天離る 鄙」という表現が二十例ほど存在する。

- ① ……天離る 鄙にはあれど 石走る 近江の国の 楽浪の 大津の宮に…
(一・二九) 近江大津
- ② 天離る鄙の荒野に君を置きて思ひつつあれば生けるともなし(二・二二七) 石見
- ③ 天離る鄙の長道ゆ恋ひ来れば明石の門より大和島見ゆ(三・二五五) 九州か
- ④ 天離る鄙に五年住まひつつ都のてぶり忘らえにけり(五・八八〇) 筑前
- ⑤ 石上 布留の命は……大君の 命畏み 天離る 鄙辺に罷る……
(六・一〇一九) 土左

- ⑥ 天離る鄙にも月は照れれども妹ぞ遠くは別れ来にける(一五・三六九八) 対馬
- ⑦ 天離る鄙に月経ぬしかれども結ひてし紐を解きも開けなくに(一七・三九四八)

越中

「天離る 鄙」と呼ばれる対象には、近江大津のような、飛鳥からさほど遠からぬ地も含まれてはいるが、多くは九州や越中などの遠隔地。「ひな」は、都から遠く離れた田舎という意味と考えられる。

◎もり

「もり」は動詞「もる」の名詞形で、見張ること、見守ること。上代に用例のある複合語に、「さきもり(防人)」「しまもり(島守)」「せきもり(関守)」「たまもり(玉守)」「たもり(田守)」「つもり(津守)」「ときもり(時守)」「のもり(野守)」「やまもり(山守)」などがある。

ここに列挙した「〇〇もり」の例を見ると、これらは、それぞれ「先(最前線)の番人」「島の番人」「関の番人」「玉の番人」「田の番人」「津(船着き場)の番人」「時間の番人」「野の番人」「山の番人」と見ることがができる。

とすると、「ひなもり」も鄙そのものを見張っている「鄙の番人」と考えることができそうである。すなわち、邪馬台国なり邪馬台国連合の執行部なりから派遣され、鄙(ここでは、対馬国・一支国・奴国・不弥国)に次官の立場で赴任して、長官を輔佐しつつ、それらの国を見張っている存在、と考えられる。

◎「ひな」と「つま」

古事記下巻・雄略天皇条にこういう歌謡がある。

……新嘗屋に 生ひ立てる 百足る 槻が枝は 上枝は 天を覆へり 中つ枝は
 東を覆へり 下枝は 鄙を覆へり……(古事記歌謡九九)

景行天皇の宮殿に槻の巨木があり、その木の上の方の枝は「あめ」を覆い、中間の枝は「あづま」を覆い、下の方の枝は「ひな」を覆っているとある。

ここの「あめ」「あづま」「ひな」は、どれも遙か遠いところに存在する世界という意味合いで、この木の巨大さを表現したものであるという説を採りたい。

八世紀以降、東の「あづま」に対し、九州の南端には「さつま」が存在する。「あづま」は朝廷の勢力の及ぶ東の果てであり、「さつま」は朝廷の勢力の及ぶ西の果て。両者には「果て」という共通点があり、語形の上では「つま」が共通する（「あづま」の「づ」、「さつま」の「つ」に清濁の差はあるが）。

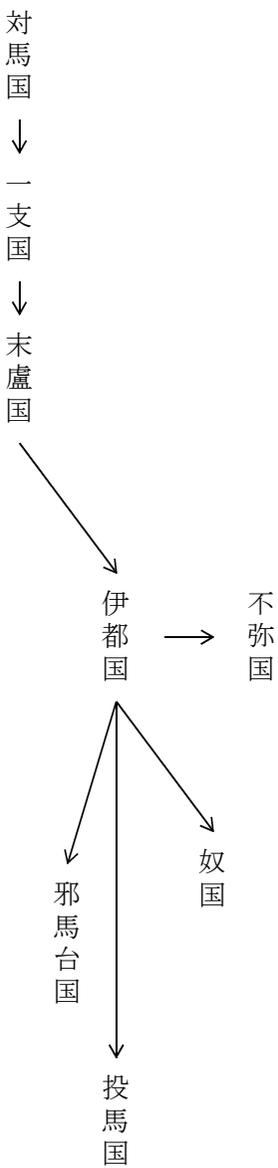
「つめ（爪）」は手足の先端に存在する。すなわち、「つめ」は人間の体の最末端に位置している。「爪」は単独で使われるときは「つめ」という語形だが、複合語においては「つまさき（爪先）」「つまびく（爪弾く）」「つまはじき（爪弾き）」などのように「つま」という語形になることがある。

「あづま」「さつま」は「つめ（爪）」と語源を一にする可能性がある。

魏志倭人伝には「投馬国」という国名が見える。「つま国」と読むとすれば、この国は「あづま」や「さつま」と同類の位置づけの地域である可能性が想定される。すなわち、邪馬台国連合の最末端に位置するが故の命名ということである。

投馬国と邪馬台国との位置関係については、「南投馬国に至る。水行二十日。……南邪馬台国に至る。女王の都する所。水行十日・陸行一月」とある。

帯方郡から邪馬台国に至る旅程を連続的を見ると、邪馬台国は投馬国の南になってしまうので、右の考え方は成り立たないが、榎一雄氏の説のように、伊都国から先を放射状に読んで良いならば、邪馬台国の南に投馬国が位置する可能性が生じ、右の考え方が成り立つ余地がある。



7. 魏志倭人伝の倭国の人名

① 卑弥呼……倭の女王。

② 難升米……倭の大夫。女王の使者として帯方郡を経て魏に赴く。率善中郎将を賜わる。正始六年と八年、魏から黄幢を賜わる。

③ 牛利……倭の都市（官職名か）。次使として難升米とともに魏に赴く。率善校尉を賜わる。

④ 伊声耆……倭の大夫。女王の使者として魏に赴く。率善中郎将を賜わる。

⑤ 掖邪狗……倭の大夫。女王の使者として魏に赴く。率善中郎将を賜わる。卑弥呼の死後、台与の使者として魏に赴く。

⑥ 卑弥弓呼……狗奴国王。卑弥呼と不和。

⑦ 台与……卑弥呼の一族。卑弥呼の後を継いで十三歳で女王となった。